

諮問庁：日本年金機構

諮問日：平成28年2月23日（平成28年（独情）諮問第18号）

答申日：平成29年3月13日（平成28年度（独情）答申第91号）

事件名：「国税と社保との不一致リスト」（特定年金事務所分）の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「「国税と社保との不一致リスト」のうち特定年金事務所分」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく平成27年10月2日付け（受付10月5日）の開示請求に対し、日本年金機構（以下「機構」、  
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が平成27年12月4日付け年機構発第26号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）異議申立書

ア 本件対象法人文書は、「国税と社保との不一致リストのうち特定年金事務所分」である。

処分庁は、そのうち「整理番号、直近実績支給人員コード、事業所名称（カナ）、事業所名称、事業所所在地及び業種番号の内容」の部分について、法5条2号イおよび同条4号柱書き該当を理由として、不開示処分とした。

イ 当該対象文書は、国税庁から受けた所得税源泉徴収義務者情報のうち、処分庁が保有する厚生年金保険適用事業所情報にない事業所の情報を一覧にした文書であろうと推測する。そうであれば、適用対象事業所を最終的に区分けしたものは考えられないのであるから、法5条2号イおよび同条4号柱書きに該当しない。従って、処分庁の不開示処分に理由はなく、本件対象法人文書は開示されるべきである。

ウ 万一、事業所名称（カナ）、事業所名称、事業所所在地が不開示情

報であるとしても、その他の項目は開示されるべきである。

(2) 意見書

機構の理由説明書（下記第3。以下、同じ。）を受けて、異議申立書の5. 異議申立ての理由につき、補足する。

ア 機構は理由説明書の2（1）にて、「厚生年金保険法6条の規定によればすべての法人事業所は厚生年金保険に加入することが義務づけられている」として、「本来厚生年金保険に加入すべきであるにもかかわらず加入を逃れている悪質な事業所であると判断される可能性が高い」と決めつけている。

機構の6条に係る主張では、9条および12条による適用除外規定を考慮していない。例えば、70歳以上の役員のみの方人事業所、無報酬の役員と短時間就労者のみの事業所など、多くの零細事業所の実態と一致するこれらの法人事業所は厚生年金保険に加入しない。

にもかかわらず、機構は、本件不一致リスト掲載事業所は「加入を逃れている悪質な事業所である」と決めつけている。

イ この主張は、旧社会保険庁から受け継いだ主張と思われるので、平成14年度（行情）答申第493号（平成15年3月4日）「刈谷社会保険事務所管轄分「適用対象事業所整理票」の不開示決定に関する件」を提示し、本件もこれと同様の判断がなされるべきものとする。

機構は、極めて感性的情緒的に「悪質な事業所であると判断される可能性が高い」としているが、そうであれば、「適用対象事業所整理票」と本件「不一致リスト」で、それぞれ「加入を逃れている悪質な事業所」である比率が何パーセントであるのか、9条および12条による適法な非加入事業所の比率が何パーセントであるのか、具体的なデータを明らかにした上で主張すべきであろう。

ウ 次に、機構は「加入を逃れている悪質な事業所」の情報を公にすることが、「悪質な」「事業所の経営活動の妨げや制限を招くおそれがあり」、「競争上の地位等を害するおそれ」があるとしている。機構が、厚生年金保険に加入すべきであるにもかかわらず加入していない事業所の利益を優先することは、適切な公的年金運営とは言えない。未加入事業所に遠慮し、強制的に職権で資格確認することを拒み続けてきた旧社会保険庁の時代とは異なり、現在では、運輸行政、建設行政等も社会保険加入を事業許認可の必要条件としており、公的機関の入札でも同様の扱いとなっている。これに伴って不正に対する世論の評価も一段と厳しくなっており、「加入を逃れている悪質な事業所」の不当な利益を擁護することは、機構自らが、適法に加入し保険料の負担をしつつ市場で努力している事業所の「競争上の地位等を害」することは明白であり、厳しい批判の対象となるであろう。

従って、法5条2号イには該当しない。

エ 最後に、機構は理由説明書2(2)にて、適用調査対象事業所である旨の情報が公になれば、加入指導の妨げとなるとして法5条4号該当を主張するが、加入指導の拒否や悪質な書類偽造は、適用調査対象事業所である旨の情報の公開の有無と因果関係があるとは考えられない。

悪質な事業者は適用調査対象事業所である旨の情報が公開されなくても、加入指導の妨害をする。この点について機構が主張するのであれば、初動のアンケートから、出頭要請、立ち入り調査、強制加入処分など各段階での指導実績と、悪質な事業所の実態を明らかにする必要がある。

むしろ、加入指導に対する軽視があるとすれば、それは日常的な機構の適用調査の甘さにあるのではないか。3年間で全適用済み事業所を調査するとしているノルマのため、形ばかりの適用調査が横行し、これが悪質な事業者に伝わっているため、安易に誤魔化すことができるのではないかといった誤解を与えているのではないか。

これらのことから、適用調査対象事業所である旨の情報の公開が機構の事務事象の遂行に影響するとはいえず、法5条4号に該当しない。

以上のことから、機構の主張には理由はなく、本件不一致リストは開示されるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経過

本件異議申立てに係る経過は以下のとおりである。

平成27年10月2日付けで異議申立人から、「国税と社保の「不一致リスト」のうち、特定年金事務所分」について開示請求があった。

対象文書について、整理番号、直近実績支給人員コード、事業所名称(カナ)、事業所名称、事業所所在地及び業種番号の内容(以下、第3においては、「整理番号等」という。)を不開示として、それ以外の項目について開示決定を行った。

整理番号等を不開示とした理由は、当該不一致リストに掲載されている事業所は、所得税の源泉徴収義務者であり稼働中であるにも関わらず、厚生年金保険の適用を逃れている悪質な事業所である可能性が高く、公にすることにより、当該事業所の競争上の地位及び正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当する。

また、機構においては不一致リストに掲載された事業所を優先的に加入勧奨、指導及び調査することとなっており、事前にその情報を公にすることにより、円滑かつ適正な調査が困難となり、法令違反行為が隠蔽される

など、機構の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため法5条4号柱書きに該当する。

以上のことから、整理番号等を不開示としたものである。

しかし、異議申立人は、「当該対象文書は、国税庁から受けた所得税源泉徴収義務者情報のうち、厚生年金保険適用事業所情報にない事業所の情報を一覧にした文書であろうと推測する。そうであれば、適用対象事業所を最終的に区分けしたものとは考えられないのであるから、法5条2号イおよび同条4号柱書きに該当しない。従って、処分庁の不開示処分に理由はなく、本件対象法人文書は開示されるべきである。万一、事業所名称（カナ）、事業所名称、事業所所在地が不開示情報であるとしても、その他の項目は開示されるべきである。」として異議申立てを行ったものである。

## 2 諮問庁としての見解

本件の論点は、整理番号等の不開示理由の正当性にあると考える。

### (1) 法5条2号イ該当性

当該不一致リストは、国税庁から提供を受けている所得税の源泉徴収義務者に関する法人情報と、厚生年金保険の適用事業所情報とを照合し、不一致となった法人事業所の一覧である。

当該不一致リストに掲載されている事業所は、所得税を実際に納付している稼働中の法人事業所である可能性が高いが、厚生年金保険法6条の規定によればすべての法人事業所は厚生年金保険に加入することが義務づけられていることから、本来厚生年金保険に加入すべきであるにもかかわらず加入を逃れている悪質な事業所であると判断される可能性が高い。

これらの情報を公にした場合、当該不一致リストに掲載されている事業所の経営活動の妨げや制限を招くおそれがあり、ひいては当該事業所の競争上の地位等が害するおそれが懸念される。

以上のことから、法5条2号イの不開示事由に該当すると考える。

### (2) 法5条4号柱書き

機構は、当該不一致リストに掲載されている事業所のうち稼働実態が確認された適用調査対象事業所については、平成27年度からの3ヵ年において、優先的に職員による加入指導に取り組む方針である。加入指導は、文書・電話・来所要請・訪問・立入検査等といった中から選定した有効な手法により加入指導を実施し、適用に結びつけることとしている。

仮に、加入指導前に、整理番号等の情報が公になった場合、機構の加入指導に対する事業所側の拒否や忌避、訪問・立入検査時における出勤簿や賃金台帳等の証拠書類を事前に隠蔽、もしくは偽装するなどの恐れ

があり、結果として機構の加入指導の大きな妨げとなる可能性が高い。

以上のことから、法5条4号柱書きの不開示情事由に該当すると考える。

異議申立人は、当該不一致リストについて「適用対象事業所を最終的に区分けしたものととは考えられないのであるから法5条2号イおよび同条4号柱書きの不開示事由に該当しない」と主張するが、当該不一致リストに掲載されている事業所は上記(1)で述べたように、厚生年金保険に加入すべきであるにもかかわらず加入を逃れている悪質な事業所であると判断される可能性が高いこと、また上記(2)で述べたように公にした場合、機構の加入指導等の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、異議申立人の主張は妥当とは言えないと考える。

また異議申立人は、「万一、事業所名称(カナ)、事業所名称、事業所所在地が不開示情報であるとしても、その他の項目は開示されるべきである」と主張するが、その他の項目は、整理番号、直近事績支給人員コード及び業種番号であり、これらの情報は個別の事業所と紐付いていることから、公にした場合、当該事業所を特定することが可能となるおそれがあり、ひいては当該事業所の競争上の地位及び正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当し不開示とすべき項目であると考えます。

### 3 結論

以上のことから、本件については、機構の判断は妥当であり、本件不服申立ては棄却すべきものと考えます。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月22日 審議
- ④ 同月29日 異議申立人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 平成29年2月8日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月23日 審議
- ⑦ 同年3月9日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「「国税と社保との不一致リスト」のうち特定年金事務所分」(本件対象文書)の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の一部について、法5条2号イ及び4号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分を取り消すべきであるとしているが、

諮問庁は原処分を妥当としている。

このため、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示情報該当性について、以下、検討する。

## 2 不開示情報該当性について

(1) 「国税と社保との不一致リスト」は、国税庁から提供を受けている所得税の源泉徴収義務者に関する法人情報と、厚生年金保険の適用事業所情報とを照合することにより、所得税の源泉徴収義務者である法人であるが、厚生年金保険の適用事業所には該当しない法人事業所を一覧にしたものであり、本件対象文書は、特定年金事務所の管轄区域に係るものである。

(2) 本件対象文書のうち不開示とされた部分は、「整理番号」欄、「直近事績支給人員コード」欄、「事業所名称(カナ)」欄、「事業所名称」欄、「事業所所在地」欄及び「業種番号」欄の各内容であり、諮問庁は不開示とする理由について上記第3の2のとおり説明する。

ア 「事業所名称(カナ)」欄、「事業所名称」欄及び「事業所所在地」欄の各内容について

当該部分は、個別の事業所を特定できる情報であると認められる。

「国税と社保との不一致リスト」に掲載されている事業所は、所得税を実際に納付している稼働中の法人事業所である可能性が高いが、厚生年金保険法6条の規定によれば全ての法人事業所は厚生年金保険に加入することが義務づけられていることから、本来厚生年金保険に加入すべきであるにもかかわらず加入を逃れている悪質な事業所であると判断される可能性が高く、これらの情報を公にした場合、当該リストに掲載されている事業所の経営活動の妨げや制限を招くおそれがあり、ひいては当該事業所の競争上の地位等が害するおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条4号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 「整理番号」欄、「直近事績支給人員コード」欄及び「業種番号」欄の各内容について

(ア) 「整理番号」欄の内容

当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、当該部分は、税務署ごとに給与支払事務所の届出があった者に個別に付番される番号であると説明する。

したがって、当該部分は、事業所関係者等一定の者には、個別の事業所を特定できる情報であると認められ、上記アと同様の理由により、法5条2号イに該当し、同条4号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 「直近事績支給人員コード」欄の内容

当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、当該部分は、給与支給人員の区分をコード表記している番号であると説明する。

当該部分は、特定年金事務所の管轄区域内において、これを公にすると事業所を特定する手がかりとなり、一定の情報を有する者には、個別の事業所が特定されるおそれがある情報であると認められ、上記アと同様の理由により、法5条2号イに該当し、同条4号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 「業種番号」欄の内容

当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、当該部分は、事業所の営む事業内容に応じて分類された業種を表す番号であると説明する。

当該部分は、特定年金事務所の管轄区域内において、これを公にすると事業所を特定する手がかりとなり、一定の情報を有する者には、個別の事業所が特定されるおそれがある情報であると認められ、上記アと同様の理由により、法5条2号イに該当し、同条4号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同条2号イに該当すると認められるので、同条4号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子